

令和3年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年3月11日

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第3号 | 芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第4号 | 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第5号 | 芸西村税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第6号 | 令和2年度芸西村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第5 | 議案第7号 | 令和2年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第8号 | 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議案第9号 | 令和2年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第10号 | 令和2年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第11号 | 令和2年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和3年度芸西村一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第13号 | 令和3年度芸西村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第14号 | 令和3年度芸西村介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和3年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和3年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第17号 | 令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第18号 | 令和3年度芸西村下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第19号 | 芸西村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 発議第1号 | 学校における「免許外担任」の解消を求める意見書 |
| 日程第19 | 発議第2号 | 参議院選挙の合区の見直しに関する意見書 |
| 日程第20 | 発議第3号 | 選択制夫婦別姓制度の導入を求める意見書 |

日程第 21 閉会中の継続調査の申し出

招集年月日 令和3年3月11日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前8時59分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産業振興課長補佐	長崎 寛司	企画振興課長補佐	藤川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

【議事の経過】

令和3年3月11日（木）

〔8：59 開会〕

《開会》

○ 池田 廣 議長

会議に入ります前に皆さま方をお願いを申し上げます。本日は東日本大震災から10年の節目の日となっております。この震災によりまして犠牲となられました方々に対しまして、哀悼の意を表し、黙とうをささげたいと思います。どうか皆さんご協力のほどよろしくをお願いを申し上げます。それでは皆さん、ご起立願います。

黙とう。

おなおり下さい。ご着席願います。ご協力ありがとうございました。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和3年第1回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、議案第3号芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第3号は原案のとおり決定しました。

《日程第2》

○ 池田 廣 議長

日程第2、議案第4号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第4号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第3、議案第5号芸西村税条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第5号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第5号は原案のとおり決定しました。

《日程第4》

- 池田 廣 議長
日程第4、議案第6号令和2年度芸西村一般会計補正予算（第5号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第6号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第6号は原案のとおり決定しました。

《日程第5》

- 池田 廣 議長
次に、日程第5、議案第7号令和2年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第7号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第7号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

- 池田 廣 議長
日程第6、議案第8号令和2年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第8号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第8号は原案のとおり決定しました。

《日程第7》

○ 池田 廣 議長

日程第7、議案第9号令和2年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第9号は原案のとおり決定しました。

《日程第8》

○ 池田 廣 議長

日程第8、議案第10号令和2年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第10号は原案のとおり決定しました。

《日程第9》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第9、議案第11号令和2年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第11号は原案のとおり決定しました。

《日程第10》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第10、議案第12号令和3年度芸西村一般会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。2番岡村俊彰です。議案第12号について質疑します。令和3年度一般会計予算当初予算10款35項5目総務企画費に本年度新規事業で、芸西みらい会議の予算計上がされていますが、委員はどのような分野から何名程度選出されるのかをお伺いします。

○ 池田 廣 議長
恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長
おはようございます。岡村議員の質疑に担当課よりお答えいたします。仮称芸西みらい会議は、村内の農業者、商工業者、地域づくり関係者、移住転入者、福祉・教育関係者、子育て世代など各分野の最前線で活躍する若手キーパーソン10名程度を考えております。

○ 池田 廣 議長
2番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員
再質疑します。この芸西みらい会議は、昨年の村長選挙の時に溝渕村長の選挙公約の一つにも挙げられていたと記憶しております。当村のスローガンでもある「小さくても元気で輝くむら」にするために、この芸西みらい会議を今後の村政にどのように反映し活用していくのかをお伺いします。

○ 池田 廣 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長
おはようございます。岡村俊彰議員からは、芸西みらい会議について質疑をいただいております。先ほど課長のほうから答弁をさせていただきました。私のほうから再質疑についてご答弁を申し上げます。

このことにつきましては、選挙の際の公約と申しますか、しおりの中に書かせていただいております。政治家として思い描く望むべき芸西の将来像として、パワフル芸西、芸西のこれから10構想と銘打ち、ご提示申し上げた中の1項目でございます。

私から申し上げるまでもございませぬけれども、行政と議会が車の両輪のごとくかみ合い機能し合ってこそ健全な村政運営が保たれるわけでございますが、なかなか村政に反映されにくいのが、次の時代を支える活気ある若い世代の方々のご意見だと思っております。議会冒頭にも少し触れさせていただきましたが、現在策定しております芸西村人口ビジョンの中で掲げる目指す姿、あらゆる世代が住みやすい村づくりの実現に向けまして、村内各方面の主として若い世代を中心にした方々に、さまざまなテーマについて自由に語り合っただけの機会を設け、未来の村づくりに資する参考意見、ご提言をいただきたいとの思いで創設をするものでございます。あまり肩肘張らずに楽しく思いを語っていただきまして、最終的にその柔軟な発想が集約されたものを提言のような形でいただければと考えております。その思いを何らかの形で予算や村政に反映させていきたいというふうに思っております。

そのことが、若い世代の皆さんにとりまして、自分たちの声や願いも村政に届けることができるんだと思えるきっかけになり、そしてひいては行政や、私が申し上げるのはどうかと思っておりますけれども、村議会に対する関心などに結びついていけば村にとりまして望ましい方向性が見えてくるのではないかとというふうに思うものでございます。

先日電話でお話をさせていただく機会がありましたお隣の清藤香南市長も全く同様の考えをお持ちでして、奇しくも令和3年度から同じような会議を創設をされるとのことでありまして、可能でありましたらどこかで両会議の合同会議なども実現させたいということでご快諾をいただいております。そうすれば行政区域の垣根を越えた面的な広がりをもった若い世代のネットワークの形成につながり、一段と視野が広がってより新鮮で柔軟な考え方も出てくるのではないかと期待をするところでございます。いろいろと想像、想定ばかりでまだ立ち上がっておりませんので、説明ばかりが前のめりになりましたけれども、当然順調なことばか

りではなく、道中何かとつまずき、そして反省も出てくると思いますけれども、小さな種から力強く芽が出てまいりますよう取り組んでまいりますので、お気づきの点がございましたら適宜アドバイスもいただきますようお願いも申し上げまして、ご説明とさせていただきます。ご理解の程よろしくをお願いを申し上げます。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 12 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 12 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 11》

○ 池田 廣 議長

日程第 11、議案第 13 号令和 3 年度芸西村国民健康保険特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 13 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案 13 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 12》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 12、議案第 14 号令和 3 年度芸西村介護保険事業特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 14 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 14 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 13》

○ 池田 廣 議長

日程第 13、議案第 15 号令和 3 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 15 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

○ 池田 廣 議長

日程第 14、議案第 16 号令和 3 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 16 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 15》

○ 池田 廣 議長

日程第 15、議案第 17 号令和 3 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 16》

○ 池田 廣 議長

日程第 16、議案第 18 号令和 3 年度芸西村下水道事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

○ 池田 廣 議長

日程第 17、議案第 19 号芸西村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 19 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 18》

○ 池田 廣 議長

続きまして、日程第 18、発議第 1 号学校における「免許外担任」の解消を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。5 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

5 番仙頭です。読み上げまして、提案理由の説明といたします。

学校における「免許外担任」の解消を求める意見書。

我が芸西村では過去 10 年間、中学校技術・家庭科の免許を持つ教員が配置されていません。当村の子どもたちは、専門的な技術・家庭科教育の機会を享受できずに義務教育を終えていたこととなります。しかし、文科省は平成 30 年に出した「免許外教科担任の許可等に関する指針」の中で、免許外教科担任制度は 1 年以内に限る臨時的な特例措置と明言しており、本制度の恒常的な活用は、免許主義を定める教育職員免許法昭和 24 年法律第 147 号の下でも問題があります。

また、これは芸西村だけの問題ではありません。高知県教育委員会によると、技術・家庭科教諭が配置されている学校は、県内 108 の公立中学校のうち技術科 47 校・家庭科 37 校に過ぎず、県内の大半の子どもたちが専門的な教育を享受できておりません。教員にとっても、専門ではない教科を一から学び、教えることは多大な負担であることは言うまでもありません。

そのように深刻な状況にも関わらず、高知県における今年の技術・家庭科教諭の募集はそれぞれ 1 名とされていることから、免許外指導は構造的な問題であることが分かります。また、問題は県が定める教員の配置基準にもあります。高知県は各学年 1 学級の小規模校が多くあり、平成 6 年度に小規模中学校への教員配置を 1 名増やして 7 名（校長、教頭は除く）とする改善を行いました。しかし、それでも県の配置基準では、各学年 2 学級の中規模校になってようやく 9 教科全ての教員がそろえる基準になっており、小規模校ではそもそも全教科分の教員を配置できないことになっています。

A I 時代の到来を目前にして、人間的な感性を育むことが急務であることはもちろん、何よりも技術・家庭科は学校教育法施行規則に定められた正規の教科です。したがって、これは憲法で守られている子どもの学習権の保障に関わる重要な問題であり、財政の状況に左右されて良い問題でもありません。地域の要である学校における教育の質を、待遇の悪い非正規雇用に頼らない持続可能な形で保障すること、そして教員がそれぞれの専門性を発揮できる教育環境を整備することが喫緊の課題です。

よって、県・県教育委員会においては、以下を実行することを求めます。1. 一刻も早く免許外担任の解消に着手すること。2. 小規模校でも 9 教科全ての教員が揃うよう、県の教員の配置基準を是正すること。3. 各教科ごとの免許外指導問題の現状把握と問題の要因分析（県内における各教科ごとの免許取得者数の推移、教員採用審査受審者数の推移、離職者数の推移など）に基づく対策を取ること。必要に応じて国の支援を求めること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は、高知県知事、高知県教育長です。以上です。よろしく願います。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。6番安芸友幸君。
賛成ですか、反対ですか。

○ 安芸友 幸 議員

賛成です。

〔自席にて〕

○ 安芸友 幸 議員

賛成意見を述べさせていただきます。一番大切にすべきことは、子どもたちの学習権の保障だと思います。当村の子どもたちは、過去10年間、技術・家庭科専門の教員の授業を受けることなく義務教育を終えていたということを知りましたが、これはとても問題であり、また残念なことだと思います。技術・家庭は、学習指導要領で定められた正規の教科なのです。

2020年度スタートした新学習指導要領のポイントは、子どもたちに実現させたいものとして、主体的・対話的で深い学びということが強調されています。これらのポイントを実現するためにも、まず教員自身が実現を可能とする条件を保障されるべきではないでしょうか。すなわち、免許外教科担任の解消です。免許外教科を担当する教員の負担はとても大きいです。その教科を一から学び、教材研究をし、適切な指導をしなければならぬからです。

しかも、免許外担任の問題は、当村だけではなく高知県、そして全国的な問題です。高知県では技術家庭科は、免許者よりも免許外や臨時免許で教えている教員が多いという現状です。また、全国では免許外担任は、技術・家庭科を含む実技教科が全体の8割を占めているという現状があります。これは、大きな教育問題ではないでしょうか。全ての教員が本当に子どもたちのためになるような教育をするためには、免許外担任の解消を真剣に考え段階的に進めることが重要だと思います。教員が自身の免許教科で子どもたちに向き合えることができるよう、国と協力して対策を取っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 池田 廣 議長

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、発議第1号は原案のとおり決定しました。

《日程第19》

○ 池田 廣 議長

日程第19、発議第2号参議院選挙の合区の見直しに関する意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。2番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

2番岡村俊彰です。読み上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

参議院選挙の合区の見直しに関する意見書。

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年7月に憲政史上初めて合区による選挙が実施され、令和元年7月には2度目の合区による選挙が実施されたところである。

その結果、合区の対象となった4県のうち、本県を除く3県で投票率は過去最低となった。前回実施の参院選から比例代表に新たに特定枠が導入されたが、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少など、合区を起因とした弊害が顕在化したままである。

このことは、コロナ後の社会を見据え、我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が都道府県ごとに集約された意思として参議院を通じて国政に届けられなくなるばかりか地方創生にも逆行するものである。

合区に対しては、地方6団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は地方の総意でもある。

については、早急に、憲法改正等により合区の解消を行い、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度となることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月11日。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。以上よろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○ 松坂 充容 議員

反対です。

〔自席にて〕

○ 松坂 充容 議員

8番松坂です。反対討論を行います。参議院選の高知徳島合区は多くの県民から怒りの声があがりました。人口だけに着目し、議員を減らすことしか発想がなく、田舎をないがしろにする合区は許せないものです。早急に解消しなければなりません。一票の格差緩和を県の合体でという安直な方法で合区を進めた政府、政党、国会議員の責任が問われなければなりません。推進してきた政党が今、合区の解消を被害者の顔をして言うことには違和感があります。

それはさて置きまして、合区の解消に向けてこの意見書が示しているやり方には、賛同できません。その方法として、文中に「憲法を改正して」とあるだけで、その内容は全く書かれていませんが、知事会の議論などを踏まえれば、書かれてある文言の裏には、憲法43条、92条の改定が含まれていると考えられます。

43条は、衆参両院は全国民を代表する機関という規定ですが、これを変えて、参議院を地方代表の位置付けにする方法が、この意見書の趣旨だと思われます。この方法では、一票の格差は是正されず、一票の格差を前提として参議院を構成することになります。このことによって、国民を代表する衆議院と異なり、地方代表の参議院は価値を下げることになります。

また、92条は、地方自治の規定で地方の「組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあり、憲法は直ちに都道府県を規定しておらず、新たな規定を行うことには、日本の地方自治、統治機構全体に関わる大問題となります。こんなことが直ちにできるとはとても思いません。

合区解消を理由に、改憲を持ち出すのは、憲法を変えるために合区解消を利用する議論だと指摘しておきます。合区の解消に、憲法を持ち出す必要はありません。選挙区定数を、田舎の県を基準に決めていけば、直ちに解消できる問題です。そもそも日本の国会議員713人は、人口10万人当たりで比べると、OECD34カ国の中33番目の少なさです。日本の人口の半分のイギリスは、上下両院合わせると1442議席と日本の2倍、フランスやイタリアの人口も日本の半分ですが、それぞれ925議席、950議席と日本より圧倒的に多いことになっています。国民の多様な意見を反映させる上で、定数増には確かな根拠があるということを申し上げて、反対討論とします。

○ 池田 廣 議長

他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、発議第2号は原案のとおり決定しました。

《日程第20》

○ 池田 廣 議長

日程第20、発議第3号選択制夫婦別姓制度の導入を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。5番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

5番仙頭です。読み上げまして、提案理由の説明といたします。

選択制夫婦別姓制度の導入を求める意見書。

近年、女性の就業者数が増加し、結婚後も仕事を続ける女性が大半となっています。日本の民法(第750条)では、結婚にあたって、夫婦いずれかの姓を名乗ることとしています。実際には、女性の約96%が結婚に伴い姓を変更しています。結婚前の姓を引き続き使えないことが結婚後の生活の支障になっているとの声もあります。これは日本国憲法が保障する基本的人権の法の下での平等に反しています。

国際社会において、夫婦が同じ姓を名乗ることを法律で義務付けている国は、日本以外には見当たりません。女性差別撤廃委員会の総括所見においては、平成15(2003)年以降、繰り返し現行の制度について懸念が表明されています。こうした国際的な視点を踏まえた制度導入が必要です。

家族形態の変化や生活様式の多様化も進む中、国民の意識の動向にも変化が見られます。内閣府の2017年の世論調査では、選択的夫婦別姓制度導入に伴う民法改正に賛成42%が反対29%を上回っています。60歳未満の成人男女7千人を対象にした民間調査でも、制度に理解を示す人は7割に達しています。

国民の間には、家制度への考え方や家族観による意見の違いはあります。しかし、選択的夫婦別姓制度は夫婦同姓を選ぶ人の権利も保障しています。国民それぞれの思いをかなえる選択肢が必要です。

我が国では、少子化の急激な進行により、姓の問題で結婚をためらう人もあるとの声がある中で、若い世代が将来に展望を持ち、希望を実現できる社会にしていけるために、さまざまな課題に正面から立ち向かう必要があります。国民の多様な声を真摯に受け止め、国連のSDGsが提唱する「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて制度導入が求められています。

よって、国および政府におかれては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、関係各大臣です。よろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、発議第3号は否決されました。

《日程第21》

○ 池田 廣 議長

日程第21、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」の声〕

ご異議ないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和3年第1回芸西村議会定例会を閉会します。

[9 : 50 閉会]